「戸田市建築物耐震改修促進計画」を平成29年3月に改定しました

我が家の耐震化について考えてみましょう

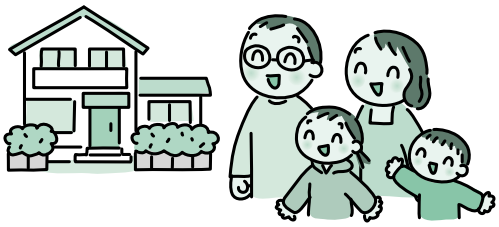

近年、東日本大震災や熊本地震などの大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくありません。首都直下型地震が発生した場合、市内の広い範囲で最大震度6強の揺れが発生すると想定されています。市では、震災から市民の生命と財産を守るため、平成29年3月に戸田市建築物耐震改修促進計画を改定し、住宅などの建築物の耐震診断や耐震改修などを計画的・総合的に促進するなど、災害に強いまちづくりを目指しています。

問い合わせ　まちづくり推進課（内線385）

なぜ耐震化が必要なの？

昭和56年5月31日以前に着工された建築物は耐震性が不足している可能性があります

古い耐震基準で建てられていますので、まずは耐震診断を行いましょう。耐震性が不足している場合は耐震改修をすることにより、被害を軽減することができます。住宅の耐震化は、地震に対する安全性を高めて人的被害を減らすだけでなく、発災後の避難場所の確保やがれきの処理などの負担を減らすことにつながります。

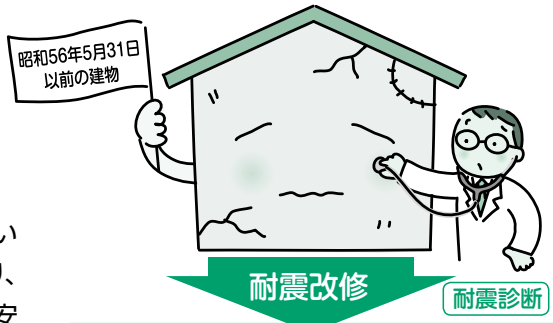

安全性アップ！　被害が減少！
災害時のがれき処理などの費用も減少！

耐震化への取り組み

市では、住宅の耐震化に係る費用の一部補助や耐震に関する情報提供を行うなど、積極的に耐震化を支援しています。また、県でも、民間建築物を対象に、耐震改修などへの補助を実施しています。　ぜひ、ご活用ください。

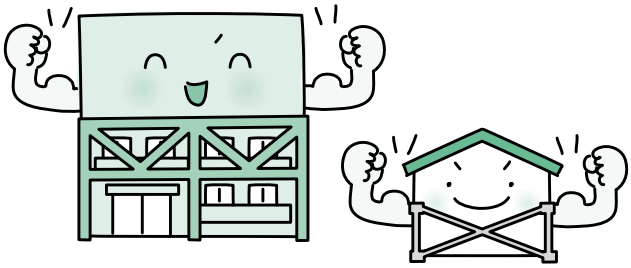

■助成制度

（1）「戸田市既存住宅耐震診断・改修補助金」

補助対象建築物

昭和56年以前に着工された一戸建て住宅または共同住宅

補助金の額

○耐震診断

一戸建て住宅または木造共同住宅は、要した費用で上限額10万円。木造以外の共同住宅は、要した費用の2分の1以内で、一戸当たり2万円とし、一棟当たり上限額100万円。

○耐震改修

耐震診断の結果、改修が必要とされる木造住宅が対象です。

①一般耐震改修：要した費用の3分の1以内で、上限額50万円

②簡易耐震改修：耐震シェルターなどの設置に要した費用の2分の1以内で、上限額20万円

（2）その他の助成制度

地震時にブロック塀などの倒壊を防止するため、生け垣などを設置する人に補助金を交付しています。

●生け垣等設置奨励補助金　新たに生け垣や緑化フェンスなどを設置する人に奨励補助金を交付

●地区計画区域内生け垣設置補助金　特定の地域内で生け垣を設置する人に補助金を交付

その他の取り組み

■住宅リフォーム相談

住宅リフォームの基本的な知識や、業者の選び方、工事施行中の留意点など住宅に関するさまざまな困りごとの相談に応じています。

■耐震化融資制度の紹介

住宅や建築物の耐震化に関するリフォーム融資など、各種融資制度を紹介しています。

■税制の優遇措置の周知

現在の耐震基準に適合させる耐震改修を行った場合に、所得税の控除などが受けられます。